

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例のご案内

特定施設（路外駐車場）設置届出について

1 対象となる駐車場

- 1-1 公共的施設を設置する場合は、整備基準に適合させるよう努めなければなりません（同条例第13条）
- 1-2 公共的施設のうち特定施設を設置する場合は、届出が必要です（同条例第14条）。

●公共的施設

駐車場第2条第2号に規定する路外駐車場など（同条例施行規則第2条）

○路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共の用に供されるものをいう。

○一般公共の用

自動車駐車場の使用者が特定されず、公衆の自由な使用に供されるものであり、月極駐車場だけで時間駐車のない駐車場は届出駐車場とはならない。月極駐車場と時間駐車場の併用利用駐車場は届出駐車場である。

●特定施設

駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）など（同条例施行規則第4条）

○届出をしなければならない路外駐車場

都市計画区域内に設置する路外駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上、且つ、駐車料金を徴収するもの。

※都市計画区域内の青空駐車場（建築物である駐車場又は建築物に附属する駐車場に該当しない駐車場）で、本届出が必要な場合の多くは、駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の届出も必要です。

2 届出書類

2-1 特定施設設置（変更）届

- ① 添付書類…付近見取り図、配置図、平面図、チェックシート
- ② 届出期限…工事着手日30日前まで
- ③ 提出部数…正本2部、副本1部

2-2 特定施設設置工事完了届

- ① 添付書類…工事写真
- ② 工事完了後、速やかに届出
- ③ 提出部数…正本2部、副本1部

3 整備内容（同条例施行規則）

3-1 車いす使用者用駐車場施設の設置

3-2 車いす使用者用駐車場施設から駐車場の出入口へ至る通路の構造

※整備内容は、同条例参照

その2 路外駐車場の場合

特定施設設置(変更)届			
			年 月 日
奈良市長 殿			
届出者 住 所 〒			
氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)第14条の規定により、次のとおり特定施設の設置(変更)内容を届け出ます。			
駐 車 場 の 所 在 地			
階数(駐車場が建築物の場合)		階 数 地上()階 地下()階	
工 事 種 別		新設(新築)・ 増設(増築)・ 改 築 ・ 用途変更	
駐車場の区域の面積及び敷地面積		駐車場の区域の面積 m ² 敷地面積 m ²	
駐車スペース規模	駐車の用に供する部分	駐車台数	台面積 m ²
	一般公共の用に供する部分 (うち機械式を除く部分)	駐車台数 (駐車台数	台面積 台) m ²
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日	工 事 完 了 予 定 日 年 月 日
設 計 者	設 計 事 務 所 名		
	氏 名	(担当者名)	
	事務所の所在地	〒 (電話番号)	
代 理 人	事 務 所 名		
	氏 名	(担当者名)	
	事務所の所在地	〒 (電話番号)	
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

注 1 特定施設整備項目調書(路外駐車場)、付近見取図、配置図及び平面図を添付してください。

2 路外駐車場が建築物である場合は、特定施設整備項目調書(建築物)及び各階平面図を合わせて添付してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

路外駐車場 特定施設整備項目チェックシート（整備基準）

駐車場名		チェックシート作成者 (氏名、連絡先)	(TEL - -)
他の届出 ・ 駐車場法に基づく届出【 当 否 】 ・ バリアフリー新法に基づく届出【 当 否 】			
整備基準の適合及びそれらの図面表記を確認したうえで、 ☑ チェックしてください	(1)	車いすを使用する者が乗車する自動車を駐車することができる部分「車いす使用者用駐車施設」	
	<input type="checkbox"/>	① 建築物の出入口に最も近い位置に設置しているか	
	<input type="checkbox"/>	② 車いす使用者が利用できる駐車スペース(幅3.5m以上)を1以上設置しているか【 m】	
	<input type="checkbox"/>	③ 床面又は地面を水平としているか	
	<input type="checkbox"/>	④ 車いす使用者用である旨を標示しているか。	
	<input type="checkbox"/>	⑤ 駐車台数が20台以上の場合【当(台) 否(台)】、車いす使用者が乗車する自動車専用となっているか	
	(2)	車いす使用者用駐車施設から出入口に至る通路の構造（車路を含む。）	
	<input type="checkbox"/>	① 幅は、1.2m以上としているか【 m】	
	<input type="checkbox"/>	② 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げているか	
	(3)	(2)の通路に高低差が有る場合の措置【有(cm) 無】（有の場合①～⑥の傾斜路を記入）	
	<input type="checkbox"/>	① 幅は、1.2m以上（段を併設する場合【当 否】90cm以上）としているか【 m】	
	<input type="checkbox"/>	② 勾配は、1/12以下（高低差が10cm未満【当 否】1/8以下）としているか 【1/ 】	
	<input type="checkbox"/>	③ 傾斜路の壁のない側【当 否】に縁石(5cm)を設置しているか	
	<input type="checkbox"/>	④ 傾斜路の高低差が75cmを超えている場合【当 否】、手すりを設置しているか	
	<input type="checkbox"/>	⑤ 傾斜路の高低差が75cmを超えている場合【当 否】、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊場を設置しているか	
	<input type="checkbox"/>	⑥ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げているか	
	(4)	<input type="checkbox"/> (2)又は(3)の通路、傾斜路に排水溝等を設けていないか【当 無】、やむを得ず設ける場合は、排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪が落ちない措置をしているか	
	(5)	(2)に掲げる出入口の構造	
<input type="checkbox"/>	① 幅は、80cm以上としているか【 cm】		
<input type="checkbox"/>	② 戸を設ける場合【当 無】、戸は、車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造【自動扉 スライド式扉 その他()】とし、その前後に高低差を設けていないか		
<input type="checkbox"/>	③ 車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか		

第3号様式(第6条関係)

<p>特定施設設置工事完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		
<p>奈良市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 〒</p> <p style="text-align: center;">氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)第16条の規定により、特定施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。</p>		
特 定 施 設 の 所 在 地		
特 定 施 設 の 主 要 用 途		
工 事 種 別	新築(新設) ・ 増築(増設) ・ 改 築 ・ 用途変更	
建 築 物 の 数	届出に係る建築物の数 棟 同一敷地内の他の建築物の数 棟	
特定施設設置(変更)届受理番号		
特定施設設置(変更)届受理年月日		
工 事 完 了 年 月 日		
設 計 者	設 計 事 務 所 名	
	氏 名	(担当者名)
	事務所所在地	〒 (電話番号)
代 理 者	事 務 所 名	
	氏 名	(担当者名)
	事務所所在地	〒 (電話番号)
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 届出の対象となった部分の写真を添付してください。